



▲人勤内容と県人勤に向けた取り組みを確認した第1回拡大闘争委

県職労第1回拡大中央闘争委・支部代表者会議開催 賃金・諸手当改善の闘争強化を 県人勤闘争山場は9月25日

人事委員長あて大型八ガキの取り組みに結集を

8月25日、県職労は第1回拡大中央闘争委員会を開催し、県人事委員会勧告闘争に向けた方針を確立した。10月上旬予定の県人勤に向けて9月25日をヤマ場とし、署名等の取り組みを進める。支部代表者会議では、加入促進などの組織課題の取り組み方針も確認した。

拡大中央闘争委員会で確立した方針は次のとおり。

① 県人事委員会勧告闘争 給与改定

5年連続の月例給・一時金のプラス改定の実現。一時金は国との格差0・05月の解消と、人勤での0・

② 諸手当改善

継続課題である交通用具利用に係る通勤手当に関し、70km以上の距離区分新設の実現とともに、ガソリン価格の高騰を踏まえた改定を求める。高速道路利用の改善も同様を求める。

③ 人員確保・超過勤務課題

当局的来年度の定数要求と並行して各支部・評協議会における人員要求を追求する。また、超勤実態等の点検を強化し、その結果を

④ 働き方改革

7月30日、当局は8・9月を「働き方改革推進強化月間」として設定し、各所属における業務見直しや長時間労働削減策の徹底を求めている。しかし、当局が示した取り組みは、長時間労働の根本原因である人員不足の解消ではなく、各所

05月改善と併せた0・1月のプラス改定を求める。5級では3割を占め、かつ平均保障額が約3,300円であることを踏まえ、人勤での賃金改善では現給保障の解消としないことから、現給保障期間の延長などを含めた中高年齢職員の具

「給与改定の総合的見直し」
現給保障対象者が行政職5級では3割を占め、かつ平均保障額が約3,300円であることを踏まえ、人勤での賃金改善では現給保障の解消としないことから、現給保障期間の延長などを含めた中高年齢職員の具

「働き方改革」は現場実態の改善から
超勤実態調査に結集を
7月30日、当局は8・9月を「働き方改革推進強化月間」として設定し、各所属における業務見直しや長時間労働削減策の徹底を求めている。しかし、当局が示した取り組みは、長時間労働の根本原因である人員不足の解消ではなく、各所

非常勤職員の会計年度任用職員への適切な移行と賃金の労働条件の改善に向けて地公共闘として基本要素を提出し、交渉を進める。引き続き、新採用加入対策、支部活動の活性化、労働安全衛生の確立などを議題として支部代表者会議を開催し、加入促進を最重要課題として運動を展開することを確認した。

不可欠であり、当局の取り組みでは各所属での超勤削減の取り組みが職員への過度なプレッシャーとなり、隠れ残業の温床となることが懸念される。県職労では、当局が進める働き方改革の検証とともに、勤務時間管理の点検と超勤予算不足時の確保に向けて、9月を中心に全分会での実態調査を進める。昨年度も実態把握をし、確定年度で予算不足を強く訴えた結果、12月補正での増額となった。今年も予算確保と併せて、実態を踏まえた人員増も強く求めていく。実態点検でのポイントは、表中のとおり。各分会でも実態を県職労に報告し、来る今確定闘争で具体的な改善を実現していこう。

県地公共闘 県人勤に向け人事委へ要請書 地公四役が菊池人事委事務局長に見解質す

8月21日、岩手県地方公務員共闘会議(議長:佐藤淳一、岩教組委員長)は、県人事委員会勧告に向けて18項目からなる要請書を菊池人事委員会事務局長に提出し、県人勤闘争をスタートさせた。佐藤議長から、「度重なる給与制度の改悪等の矛盾が積み上がり、継続課題も山積している。職員の勤務意欲確

保のため、人事委員会も工夫を重ね働きやすい環境整備の実現に向け、県人勤での前向きな検討を」と要請し、現時点での見解を質した。菊池人事委員会事務局長は「民間調査等を分析中であり、勧告・報告は例年ベースの計画で検討。要請は人事委員会で委員に報告する」と回答した。人事院勧告では5年連続

の引上げ勧告となったが、県内情勢は不透明であり、予断を許さないばかりか、現給保障対象者の賃金改善が焦点の課題であり、具体的な改善策を示させること、通勤・住居手当改善の具体的道筋を示させるためにも交渉強化が重要である。県地公共闘は、10月上旬の県人勤に向けて闘争体制

菊池人事委事務局長に要請書を手渡す佐藤地公議長(左)



▲菊池人事委事務局長に要請書を手渡す佐藤地公議長(左)

超勤実態把握調査のチェックポイント

- Point 1** 実際の超勤時間と超過勤務手当の時間に乖離があるか。
- Point 2** 厚生労働省ガイドライン(※)では、始業・就業時間を自己申告により確認する場合は、適正な申告を前提としている。
 - ① 「管理者は予算等の理由により自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設ける」
 - ② 「上限を超える申告を認めない」
 - ③ 「時間外労働削減の過度の通達」(例:上司の超勤削減の指導が過度に労働者の時間外勤務時間の適正な申告を躊躇させ、隠れ残業が発生)
 - ④ 「超勤手当の定額払」(例:1人当たり予算額3万円を上限に制限)など、適正な申告を阻害する措置を講じてはならない。
 適正な申告を阻害する要因があるか。ある場合の要因は。
(※は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」であり、公務職場にも適用。)
- Point 3** 超過勤務予算の状況と今後不足の見通しとなっているか。
- Point 4** 当局の働き方改革推進強化月間での取り組みの結果、長時間労働の是正につながっているか。かえって隠れ超勤の温床となっていないか。

学ぶ研修として効果があるのか疑問である。▼労働組合側は、この研修の中止を申し込んでいる。安全に十分配慮しているとして、中止の申し入れに応じる気はないとのこと。しかし、安全運行という大義名分の中で労働者の安全がないがしろにされていることに注目すべきだ。▼労働者が安全で安心して業務を行うことができる環境づくりを提供するのが会社側の責務だ。経営的な視点から重視され、安全面に欠如した職場環境になっていないか、定期的に点検をすべきではないか。



月2回刊=1515号
2018年8月30日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

保障のことなら
組合へ
組合員と家族の安心を
バックアップ。生野医療
保険。退職後の保障から
生活や自動車の損害まで、
生活全般の保障を用意し
ています。

自治労共済本部
岩手県職員労働組合
詳しくは所属する組合まで

第五世代

JR西日本では新幹線のトンネル内に、通常業務では線路内に立ち入らない車両検査の社員を座らせ、最高時速300キロを間近で体感させる研修をしていることが判明した。これはポルト締め付けの確認などの重要性を学んでもらう目的だという。▼トンネル内の線路の間に幅約1m、深さ約1mの中央通路があり、研修ではその通路に数人がうずくまり、頭上の間近を通過する新幹線の風圧を体感するといったもの。当局は疑似的に危険を体験させる安全教育と主張しているが、この研修が車両検査の重要性を学ぶ研修として効果があるのか疑問である。▼労働組合側は、この研修の中止を申し込んでいる。安全に十分配慮しているとして、中止の申し入れに応じる気はないとのこと。しかし、安全運行という大義名分の中で労働者の安全がないがしろにされていることに注目すべきだ。▼労働者が安全で安心して業務を行うことができる環境づくりを提供するのが会社側の責務だ。経営的な視点から重視され、安全面に欠如した職場環境になっていないか、定期的に点検をすべきではないか。

会計年度任用職員制度・20年4月から制度運用開始へ 臨時・非常勤職員等の雇用・労働条件が変わります

【制度の概要と勤務・労働条件の課題】

2017年5月に臨時・非常勤職員の任用と処遇改善を柱とした地方公務員法・地方自治法の一部が改正され、2020年4月に施行されることとなっている。県当局は改正法の趣旨を踏まえて検討を本格化させている。制度概要と勤務・労働条件面の諸課題を取り上げる。

【制度の概要】
現行では知事部局の非常勤職員は主に特別職非常勤職員として、臨時職員は臨時的任用職員としてそれぞれ任用されている。制度改正で大半が「会計年度任用職員」への移行が想定される。会計年度任用職員は常勤職員と同様の勤務時間を

【フルタイムの場合】

給料給料表の対象)、通勤手当、超過勤務手当、特種勤務手当等の対象となる。6月以上の勤務の場合には、期末手当の対象とすることができ、併せて、一定の条件を満たせば退職手当の支給も可能となる。

【フルタイム以外の場合】

報酬額はフルタイムとの均衡を踏まえて設定する。通勤手当に相当する費用弁償、超過勤務手当の対象となる。6月以上の勤務の場合には期末手当の対象とすることができ、退職手当以外の区別の考え方。

【課題点】

法趣旨に沿った賃金・諸手当・休暇制度の実現。給料の初任給格付け、前歴換算、更新時における賃金水準の位置づけは特に交渉の焦点となる。処遇改善に向けた財源確保も課題だ。

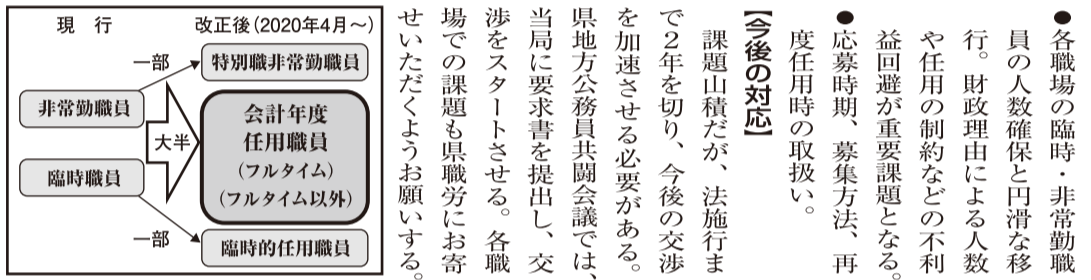
【任用面】
●フルタイム・フルタイム以外の区別の考え方。

当の支給対象とならない。
【共通事項】
休暇制度は常勤職員と同様の扱いとすること、再度の任用も可能となっているが、会計年度任用職員という名前のとおり会計年度ごとの任用の判断となる。

●各職場の臨時・非常勤職員の人数確保と円滑な移行。財政理由による人数や任用の制約などの不利益回避が重要課題となる。

●応募時期、募集方法、再度任用時の取扱。

【今後の対応】
課題山積だが、法施行まで2年を切り、今後の交渉を加速させる必要がある。県地方公務員共闘会議では、当局に要求書を提出し、交渉をスタートさせる。各職場での課題も県職労にお寄せいただくようお願いする。



過去を学び、今を考え、未来へ活動を

第20回アウシュビッツを訪ねる平和の旅に参加して
県職労書記次長 佐々木 辰 治

4月26日から5月5日までの10日間、アウシュビッツ強制収容所を中心にドイツ、ポーランドを訪問しました。

そこでは、第二次世界大戦当時の政治経済の状況と、その時ナチス・ドイツがユダヤ人虐殺・民族の絶滅政策の計画をいかにして実行してきたのかなど、現地を訪ねながら全国から集ま

った14人の仲間と学習してきました。

今回から機関紙の紙面をお借りして5回に分けて報告させていただきます。

ヒトラー政権
ドイツは第一次世界大戦に敗北したことによって領土を奪われ高い賠償金を背負うこととなり、そのような状況で世界恐慌が発生し、税をかけられ、経済や政治



アウシュビッツを訪ねる平和の旅の参加者

フランスでは自国、自治領、植民地間のみで貿易を活性化させるブロック経済を打ち出しました。

ドイツは、こういった政策を行うこともできず、さらに輸出においても高い関税をかけられ、経済や政治

は極めて不安定となり、失業者が急増している状況でした。そこに登場したのがナチス党首のヒトラーでした。ヒトラーは、ファシズムのもと、オーストリア、チェコを併合、スロバキアを保護国としました。その後、ソ連と独ソ不可侵条約を結び、第二次世界大戦を開戦しました。

また、全権委任法によって、ナチスは議会を経由せずに無制限に法律をつくることで、独裁を可能としました。(次回に続く)

組合に結集し労働環境の改善を

花巻支部が定期大会開催

8月21日、花巻合同庁舎において「花巻支部定期大会」が開催された。

大会冒頭、伊藤支部長は、「個人の幸せなくして、全体の幸福はない。人事院は、5年連続のプラス勧告をしたが、高齢層職員は給料が上がるといった実感を得られない内容である。また、県職労の組織強化も喫緊の課題。各人が幸福を感じられるような環境へと改革するよう

組合のもと、みんなで活動していこう」とあいさつ。

本部の小野中央執行委員長より、定年延長の課題や、会計年度任用職員の制度の問題点などの情勢報告と、支部への激励の言葉をいただいた。

その後の議事では、柳谷書記長から、今年度の運動方針について、「組織強化を基軸に、本部・各支部と連携しながら、さまざまな



▲花巻支部定期大会の様子

年次休暇取得の取組みを

全国から1700人超える仲間が結集

7月13日から3日間、山梨県で「第21回青年女性中央大交流集会」が開催され、県職労からは2人参加した。集会の冒頭あいさつの中で、私たち自身で職場点検や具体的な取り組みから働

くための働き方改革にしていかなければならないという話がされ、分散会では積極的に職場実態を話そうと思った。

職種別分散会では、「振替がとれていないため、年次休暇もとれない。振替を優先する風潮があり、振替から先に消化しなければ年次休暇も取りづらいと職場実態が挙げられた。年次休暇と振替は異なる制度であることから、しっかりと年次取得する取り組みを進めていきたいという決意も出され、その心強さを感じた。「福祉系の人が集まったが、社会福祉士などの専



▲岩手県本部の参加者

欠員職場に新採用者が配属

積極的な声かけで組合加入進めよう

4月に欠員となっていた忙しい職場に、8月1日、新採用者34人が県内各公所に配属されました。特に岩泉土木センターには、3人の新採用者が配属され、この間、分会基礎調査を基にした人員要求交渉が配属の押し上げとなっています。

年度途中からの新採用者は、4月配属の職場の門性(資格)が適切に評価されていないのではないかと、残業の事前命令の徹底など管理職層の能力向上を望みたい。」といった管理職に対する不満の声もあった。

この集会は全国の仲間と交流しあえる良い機会であ

る。そこで職場課題を共有し職場改善につなげる取り組みを仲間と共に広げたい。

8月新採用者は、本採用が1月になります。冬は自動車事故など、不測の事態に遭いやすく、身分保障が不安定な状況を考えて、組合加入は重要です。先輩組合員も、年度末に向かって、予算管理をはじめ、繁忙期を迎えますが、新採用者はこれから定年まで一緒に働く仲間ですので、ぜひ積極的な先輩の声掛け行動をお願いします。

「平和を願う気持ち」世界共通

第11回平和を願うヒロシマの旅に参加して

8月5・6日の2日間、県本部主催の第11回平和を願うヒロシマの旅に、県職労から農林水産部森林整備課分会の村井凛太郎さんと県南広域振興局一関児童相談所分会の對馬恵美さんが参加し、平和記念資料館と平和記念式典を見学した。

旅を終え、對馬さんから、「資料館の被爆資料などを見て、今の日本からはとても考えられないような悲惨な光景に胸が締め付けられるような想いがした。また、式典には朝早くから世界中の人たちが会場に訪れ、誰もが皆同じように世界が平和であることを願っているのだなと感じた。今ある幸せな毎日を当たり前と思わず、一日一日を大切に生きていきたい」

村井さんから、「資料館で展示している資料は原子爆弾のもたらす被害の甚大



▲平和を願うヒロシマの旅参加の面々

さと、被害を受けた人々の悲惨な運命を生々しく物語っており、同じ過ちを繰り返してはいけないと強く実感した。式典の開催は、世界中の人々が平和への思いを寄せる機会であることを知った」と、この体験で平和に対する意識が高くなったなどの感想が寄せられた。是非皆さんもヒロシマへ足を運んで、同じ体験をしていただきたい。